平成２７年（フ）第４０１号
熊本市東区長嶺西１丁目９番１－109号　サンアメニティ
破産者　山下　豊毅
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４４６号
熊本市中央区水道町３番31－1201号　クレヴィータ上通り
破産者　山下　厚子
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５６０号
熊本市東区長嶺東６丁目10番106号　サンビレッジレグルスガーデンＣ－102
破産者　杉山　寛洋
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１８号
沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座562番地の１
破産者　金城　ゆみ
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第１７号
東京都渋谷区幡ヶ谷２－30－７　ＷＩＮＢＥＬＬ笹塚第２－106、住民票上の住所北海道登別市若山町１丁目14番地５
破産者　中田　大光
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第２６１号
北海道旭川市春光台５条１丁目12番17号
破産者　臼井　孝礼
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３５号
青森県むつ市苫生町２丁目１番４号
破産者　石田　勝弘
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０６号
青森市大字筒井字八ツ橋98番地40　メゾンＫ101号
破産者　乗田　珠美
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３７号
宮城県柴田郡柴田町船岡西２丁目16番23－11号
破産者　安藤　順一
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第８５号
福島県会津若松市大町２丁目８番14号、前住所福島県会津若松市駅前町１番７号　コーポ富士駅前601号
破産者　川島　克也
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第２７８号
茨城県笠間市友部駅前２番17号
破産者　高橋賢志郎
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１７１９号
神奈川県大和市下鶴間3001番地46　エミネンス林間Ｉ－202
破産者　下條　弥生
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１０号
相模原市緑区二本松１丁目10番20号　ハイムＷＡＤＡ202
破産者　渡邊　泰明
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２９３号
岐阜市柳津町蓮池４丁目７番地　（シャトレ愛松　602号室）
破産者　柴田　裕子
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１２２号
岐阜県安八郡神戸町大字南方339番地の１、開始決定時の住所岐阜県安八郡神戸町大字南方339番地１
破産者　宮川　昭雄
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
岐阜県安八郡神戸町大字南方339番地の１、開始決定時の住所岐阜県安八郡神戸町大字南方339番地１
破産者　宮川　　徹
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１２５号
岐阜県安八郡神戸町大字南方339番地の１、開始決定時の住所岐阜県安八郡神戸町大字南方339番地１
破産者　宮川　千歳
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第２３５号
静岡県富士宮市東町９番21号エストくろがねや２Ｃ、前住所静岡県富士市天間952番地の１
破産者　稲岡　芳明
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部